

公職選挙法による供託手続について
(三股町長及び三股町議会議員選挙)

宮崎地方法務局都城支局

選 挙 供 託 の 申 請 手 続

- 1 供託申請の方法として法務局窓口での申請、郵送による申請（いずれも専用のOCR用紙）及びオンラインによる申請があり、法務局窓口及び郵送による申請の場合の供託書の記載例は、別紙1-1、1-2のとおりです。

窓口での申請の場合は、現金取扱庁である宮崎地方法務局供託課では法務局に現金を持参し、非現金取扱庁である都城、延岡、日南の各支局では法務局で手続きをとった後、日本銀行代理店（宮崎銀行の各支店）で現金を納付することとなります。日南支局の場合、日本銀行代理店が近くにありませんので注意が必要です。

また、供託金は電子納付又は振込み（振込手数料が必要）による方法でも納付できますので、詳しい手続きについては最寄りの供託所にお尋ねください。

なお、法務局窓口の混雑緩和の観点から、供託申請は、電子署名が必要ありませんので、できる限り「オンライン」により手続きしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

詳細につきましては、別添資料「供託手続きについて」及び「供託かんたん申請の御案内」を御覧ください。

- 2 供託書の用紙は供託所の窓口で御請求ください。
供託書に押印は不要（訂正印も不要）です。
供託書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないよう御注意ください。

- 3 供託者の住所、氏名は、本人の住民票上の住所（事務所の住所ではありません。）、戸籍上の氏名を正確に記載してください。

なお「番地」等文字の省略はできませんので、御注意ください。

《例》 （正） ○○市○○町○○番地○○

（誤） ○○市○○町○○-○○（ハイフンの使用）

- 4 供託書の供託金額欄については、訂正は認められませんので、間違った場合は供託書の書き換えをお願いします。

その他の欄は訂正可能です。訂正方法等については供託所担当者にお尋ねください。

- 5 供託申請は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。ただし、告示日は午後5時までとなっていますので御留意ください。

あわせて、支局で供託される場合は、供託金を日本銀行代理店に納付していただく必要があります。日本銀行代理店の営業時間は通常午前9時から午後3時までですので、当日中の手続きを希望される場合は時間に余裕を持って（午後2時までに）お越しください。

なお、告示日当日が休日の場合は、指定を受けた供託所のみで午前8時30分から午後5時まで供託手続きを行います。

- 6 供託者本人の委任を受けて代理人が供託申請手続をされる場合には、委任状（別紙 2-1, 2-2）が必要になります。

この場合は、供託書には本人の住所・氏名を記載し、代理人の欄に代理人である旨及び代理人の住所・氏名を記載してください。供託書への本人及び代理人の押印は不要ですが、委任状には、本人の押印（認印で可）が必要です。

- 7 有価証券及び振替国債で供託される場合は、現金での供託の場合と手続が異なる点がありますので、事前に供託所へお尋ねください。

どちらの手続きについても、手続が完了するまでにかなり日数を要しますので、早めに連絡くださいますようお願いいたします（有価証券の取扱いには日本銀行鹿児島支店となります。）。

※供託金の額（公職選挙法第 92 条第 1 項）

町村の議会の議員選挙	15 万円
町村長の選挙	50 万円

供託金の払渡（取戻）請求手続

- 1 供託をした法務局でのみ払渡請求をすることができます。
供託金払渡請求書（記載例は別紙3のとおり）は供託所の窓口又は郵送で御提出ください（郵送をおすすめします。）。
供託金の払渡請求のオンライン申請は、電子署名が必要となりますので、紙による払渡請求書で提出いただいて構いません。
- 2 払渡請求書には選挙長（選挙管理委員会）が発行する「供託原因消滅証明書」
（証明の日付は、選挙の日から15日を経過したもの。）を添付してください。
- 3 払渡請求者本人に代わって代理人が払渡請求をされる場合には、委任状（別紙4）が必要になります。
- 4 払渡請求書及び委任状に押印する印鑑について
 - （1）払渡請求者本人が申請する場合
押印は不要です。ただし、小切手で払い渡しを受ける場合は、受領した旨の印鑑が必要です。
 - （2）代理人が申請する場合
押印は不要ですが、委任状に請求者本人の印鑑（認印で可）を押印してください。
- 5 供託金の受領方法として、供託者本人の預貯金口座へ振り込む方法と小切手で受け取る方法があります。
 - （1）預貯金振込みの場合（郵送可）
供託金払渡請求書に記載された供託者本人名義の預貯金口座に振り込まれます（最短で2日後）。
なお、代理人の預貯金口座に振り込むことも可能ですが、その場合は、委任状に供託金の受領に関する権限を委任する旨を記載する必要があります。
 - （2）小切手の場合（郵送不可）
法務局窓口で払渡請求の手続が完了した後、受領した小切手を指定された日本銀行代理店（都城支局の場合、宮崎銀行都城支部）の窓口で現金化することができます。
銀行の窓口では、小切手への裏書きや本人確認のための手続が必要となりますので、詳しくは日本銀行代理店の窓口でお尋ねください。
また、銀行の営業時間の関係上、法務局での手続は、午前中にされることをおすすめします。

供 託 手 続 問 合 せ 先

供 託 所	所 在 地	電 話 番 号
宮崎地方法務局 都 城 支 局	都城市上町2街区11号	0986-22-0490 (ガイダンス3番)

委 任 状

(住所)

(氏名)

上記の者に下記事項を委任する。

記

令和 8 年 8 月 3 0 日に行われる（**予定の**）三股町長選挙につき，候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするための供託手続に関する一切の件

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)



※ 公示日の前までに供託される場合には「予定の」という文言を入れてください。

委 任 状

(住所)

(氏名)

上記の者に下記事項を委任する。

記

令和 8 年 8 月 3 0 日に行われる（**予定の**）三股町議会議員選挙につき，候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするための供託手続に関する一切の件

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)



※ 公示日の前までに供託される場合には「予定の」という文言を入れてください。

供託金払渡請求書

(第25号書式)
(印供第17号)

請求年月日	令和	〇	年	〇	月	〇〇	日	係員印	受付	調査	照合	交付	元帳		
供託所の表示	宮崎地方法務局都城支局							第	号	令和	年	月	日		
請求者の住所氏名印	〒0000-0000 宮崎県〇〇市〇〇町△△番地 法務太郎							払渡請求事由及び 返付取戻の別	受付番号	第	号	令和	年	月	日
請求者の住所氏名印 (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。)	1. 供託受諾	2. 担保権実行	3.	1. 供託受諾	2. 供託原因消滅	3.	3. 預貯金振込	振込先	△△	銀行	〇〇	支店			
	取戻	1. 供託不受諾	2. 供託原因消滅	3.	3. 預貯金振込	振込先	△△	銀行	〇〇	支店					
	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1. 隔地払銀行店	受取人	2. 国庫金振替	預貯金の種別	普通	当座・通知・別段								
	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1. 隔地払銀行店	受取人	2. 国庫金振替	預貯金口座番号	0012345	ほうむたろう								
	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1. 隔地払銀行店	受取人	2. 国庫金振替	預貯金口座名義人(かな書き)	ほうむたろう									
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考	令和8年度金第000号	500,000	円	年	月	から	年	月	まで	円	連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
年度金第号		年	月	から	年	月	まで								
年度金第号		年	月	から	年	月	まで								
年度金第号		年	月	から	年	月	まで								
元本		百	十	千	百	十	円								
合計額		百	十	千	百	十	円								

(注) 元本合計額の冒頭に¥記号を記入し、又は押印すること。

上記金額を受領した。
令和 年 月 日
受取人氏名

* 預貯金振込の例です

(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)

委 任 状

宮崎県〇〇市◇◇町△△番地
法 務 花 子

上記の者に下記事項を委任する。

記

宮崎地方法務局都城支局

令和 年度 金第 号

元本合計 金 円

上記供託金額及び利息の払渡請求並びに受領に関する一切の件

令和 年 月 日

宮崎県〇〇市◇◇町△△番地
法 務 太 郎 (印)

供託金払渡請求書

請求年月日		令和 年 月 日		係員印		受付		調査		照合		交付		元帳	
供託所の表示		宮崎地方支務局都城支局		受付番号		第 号		第 号		年 月 日		認可 印			
(千 ー)				払渡請求事由及び 還付取戻の別				還付		1. 供託受諾		2. 配当金受領		3.	
				希望する払渡しの 方法				取戻		1. 供託不受諾		2. 供託原因消滅		3.	
請求者の住所氏名等 (会社法人等番号(任意)) ー ー (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)								1. 預貯金振込		振込先		金融機関		銀行 店	
										種別		普通・当座・通知・別段			
										口座番号					
										口座名義人(カナ書き)					
								2. 国庫金振替							
				3. 小切手											
				4. 隔地払				金融機関		受取人		銀行 店			
供託番号		元本金額		利息を付す期間		利息金額		備考							
年度金第 号		円		年 月 から 月 まで		円									
年度金第 号				年 月 から 月 まで											
年度金第 号				年 月 から 月 まで				元		件					
年度金第 号				年 月 から 月 まで				利							
元本合計額		億 千 百 十 万 千 百 十 円						計							

(注) 元本合計額の冒頭に¥記号を記入します。

上記金額を受領した。

年 月 日

受取人氏名

(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)

供託金の払渡請求手続について

供託金は、候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項各号に規定する数に達する場合などに返還請求(払渡請求)することができます。

① 供託原因消滅証明書の取得

選挙管理委員会から「供託原因消滅証明書」を取得します。



② 法務局へ払渡請求

供託金払渡請求書と供託原因消滅証明書を法務局へ提出します。



請求書の記載例など請求手続の詳細は、こちらを御覧ください。



※ 私渡請求書は、法務局で入替するこ
とができるほか、法務局へ提出され
ているものを印刷していただいても差
し支えありません。

オンラインによる払渡請求



私渡請求書の電子証明書が必要です。
(供託申請の場合は電子証明書は必要あり
ませんが、払渡請求の場合は電子証明書が
必要となりますので、御注意ください。)

供託原因消滅証明書を別途法務局に送付
する必要があります。

郵送による払渡請求



私渡請求書に請求者の押印が必要です。
私渡請求書の余白に連絡先(電話番号)
を記入してください。

※ いずれの請求方法でも、代理人により払渡請求をする場合は、委任状が必要です。
手続の詳細は、請求先の法務局(供託申請を行った法務局)に御確認ください。

銀行振込による払渡



原則として請求者本人の口座に振込まれます。
代理人による請求の場合で、代理人の口座への振込を希望する場合は、
供託金の受領権限を委任する旨の委任状等が必要となります。
請求書が法務局に到着してから、3日後以降に振込まれます。

小切手による払渡



法務局窓口での払渡請求のみ可能です。
小切手は、日本銀行代理店等において換
金してください。

① オンラインによる申請 (電子納付) ※



インターネット上の画面に申請内
容を入力して申請します。

専用ソフトのパソコンへのインス
トールは不要です。手軽に申請
を行うことができます。

※ 告示日が土日祝日の場合は、告
示日当日にオンラインによる申請は
できません。

※ 遅くとも告示日の5日前(土日祝
日を除く)までに申請してください。

② 郵送による申請 (電子納付) ※ (銀行振込)



供託書(OCR用紙)、返信用封筒
など必要書類を法務局に郵送して
申請します。

郵送にかかる時間を考慮し、日数
に余裕を持って手続していただきま
すようお願いいたします。

※ 遅くとも告示日の7日前(土日祝
日を除く)までに申請してください。

電子納付(※)では、原則として銀
行振込手数料はかかりません。

③ 法務局窓口での申請 (現金(支局は日本銀行納付) (電子納付) ※ (銀行振込)



供託書(OCR用紙)を法務局の窓
口に提出して申請します。

現金による納付は、本局供託課の窓
口可能です。支局は指定の日本銀
行代理店での納付となります。

電子納付 ※は 銀行振込は、本局
供託課及び支局の両方で対応可能
です。

それぞれの申請手続の流れは、
こちらを御覧ください。

※ 「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して供託金を納付する方法です。
ATMやインターネットバンキングは、Pay-easy(ペイジー)サービスに対応している必要があります。



法務局窓口の混雑緩和のため、払渡請求はできかぎり「オンライン」又は「郵送」により手続していただきますよう、御協力をお願いいたします。



御不明な点は、申請先の法務局(支局を含む)にお問合せください。

まずは 供託ねっと



で検索!!

宮崎地方務局

供託手続について

供託申請は、明日からでも申請できますので、期間に余裕を持って手続していただきますようお願いいたします。

土日祝日は供託申請をすることはできませんが、告示日が土日祝日の場合は、当該告示日のみに限り指定の法務局窓口において供託申請することができます。

供託書の記載例など供託手続
の詳細は、こちらを御覧ください。



供託申請の方法

供託申請は、次の方法により行うことができます。

① オンライン申請の流れ

① オンライン申請

登記・供託オンライン申請ページにアクセスして申請します。
※1

- 申請者情報の登録 (初回のみ必要)
- 申請情報の入力・送信



詳しい手続は「**供託かんたん申請の御案内**」を御覧ください。



法務局に出向く必要がありません！
(※1. 供託金正本を法務局に提出する場合は別です。)

② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。
お知らせ



封筒の送付

(供託書正本の送付を希望する場合)
供託書正本送付用の封筒を法務局へ送付します。 ※2



※2 送付先記載・切手貼付済みのもの

② 郵送 (電子納付) 申請の流れ

郵送 (銀行振込) 申請については「③ 法務局窓口申請の流れ」を御確認ください。

① 郵送申請

法務局に必要書類を郵送します。
・ 供託書 (OCR用紙)
・ 納付方法メモ ※2
・ 返信用封筒 (2通) (受理決定通知書送付用)
(※ 供託書正本送付用)



※2 送付先記載・切手貼付済みのもの

法務局に出向く必要がありません！



② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局から郵送で受理決定通知書が届きます。



③ 法務局窓口申請の流れ

① 法務局窓口でOCR用紙を提出します。

供託書 (OCR用紙) を法務局の窓口 (支局) 又は 銀行振込の場合 (支局、支所、共通) に提出します。

現金納付の場合 (本局供託のみ可能)



② 受理決定通知

日本銀行代理店での納付
法務局 供託書 振込書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書

銀行振込による納付
法務局 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書

③ 供託金の納付

日本銀行代理店での納付
法務局 振込書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書

銀行振込による納付
法務局 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書 振込用紙 振込通知書

③ 供託金の納付

ATM又はインターネットバンキングを利用して供託金を納付します。 ※3



※3 ペイジー対応のATM又はインターネットバンキングの利用となります。

金融機関によっては、時間外手数料がかかる場合があります。

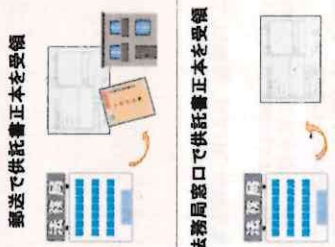
ATM及びインターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されています。納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

ATMの利用限度額 2019.1現在	
ATM	1払込外 利用限度額
ゆうちょ銀行	現金 100枚まで 振込 カード 1日 50万円まで
三菱UFJ銀行	現金 200枚まで カード 1日 100万円以内
みずほ銀行	現金 200枚まで カード 支払可能残高内かつ 500万円以内

※ カナダ・アメリカ・ヨーロッパ・アジア

④ 供託書正本受領

御希望に添った受取方法で供託書正本を受領します。



※4 窓口での受領を希望する場合は納付方法メモにその旨を明記してください。

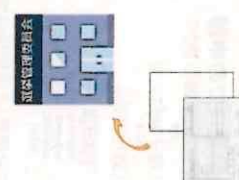
④ 郵送で供託書正本受領

法務局の窓口で受領することも可能です。 ※4



※4 窓口での受領を希望する場合は納付方法メモにその旨を明記してください。

⑤ 供託書正本を系付して届出



立候補の届出の手続については、選挙管理委員会に御確認ください。

供託ねつとの「体験コーナー」で申請手続の流れを確認することができます。

>>> 供託かんたん申請 体験コーナー

※ 申請書の提出は、申請書の提出が完了した時点で完了となります。申請書の提出が完了した後は、申請書の提出が完了した時点で完了となります。

供託かんたん申請の御案内

－ 選挙供託 編 －

かんたん申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。
 オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。
 ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」について御案内します。
 「かんたん申請」は専用ソフトをインストールする必要がなく、インターネットに接続しているパソコンがあれば、すぐに始めることができますので、誰でも手軽にオンライン申請を行うことができます。
 是非、御利用を御検討ください。

おすすめの理由

法務局に出向く必要がありません！

オフィスのパソコンから供託の申請を行うことができますので、業務で忙しい中、わざわざ法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

平日の夜9時まで申請可能です！

かんたん申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。

※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

供託かんたん申請手続の流れ

【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。



【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



【供託金の納付】

ATM 又は インターネットバンキング を利用して供託金を納付します。※1



※1 ページ対応のインターネットバンキング 又は ATM の利用となります。

【封筒・切手の送付】

供託書正本送付用の封筒 ※2 を法務局へ送付します。



※2 切手貼付、宛名記載済みのもの

【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。
 「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
 8時30分から21時まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は御利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

かんたん登記・供託申請

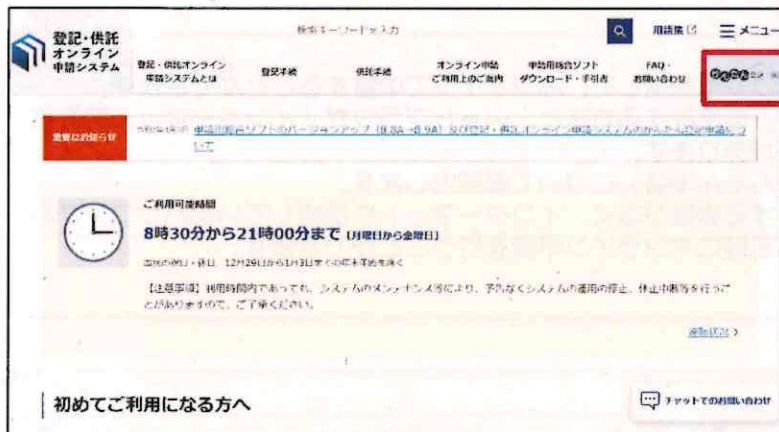


で検索!!

① 申請者ID等の登録

検索サイトで「かんたん登記・供託申請」と検索してください。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。
2回目以降は、登録した「申請者ID」及び「パスワード」によりログインすることができます。



「登記・供託オンライン申請システム」のトップページから「かんたん登記・供託申請」をクリックします。



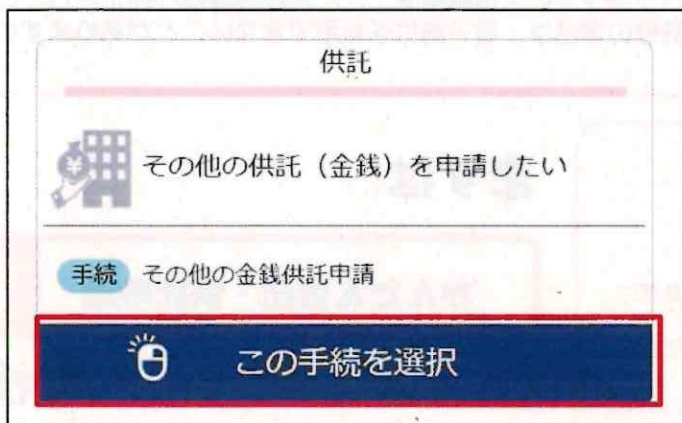
「かんたん登記・供託申請」の画面から、「申請書の作成」をクリックします。



「利用場面選択」の画面から、供託「その他の供託（金銭）を申請したい」の「この手続を選択」をクリックします。



下に画面をスクロール



「利用場面選択－問診」の画面から問診に答えてください。

「自然人（個人）です。」をクリックします。

「供託者本人」又は「供託者の代理人」をクリックします。その後、「進む(事前準備)」をクリックします。

申請者IDをお持ちでない方は、「申請者IDをお持ちでない場合」から申請者ID・パスワードを登録してください。

以後、申請者情報新規入力画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を設定し、その他の必要事項を入力してください。

「申請者ID」と「パスワード」はオンライン申請システムにログインする際には、毎回、入力が必要となりますので、大切に管理してください。

※ 「氏名」欄及び「電話番号」欄に入力した情報は、供託申請時に申請に関する連絡先（供託申請内容に修正が必要な場合など法務局から連絡する場合の連絡先）として法務局へ送信されますので、携帯電話番号等、法務局の開庁時間（８：３０～１７：１５）に連絡がつく連絡先を登録してください。

② 申請情報の作成

候補者本人が届出をする場合の入力例(記載例)

申請先供託所

供託所を選択する

☐ 法務局

供託申請先の供託所（法務局）を選択します。

*「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

供託者

住所

甲県乙郡丙町字丁5番地

氏名

甲山太郎

被供託者

☒ 入力欄を閉じる

住所又は法人所在地

※記載不要

氏名又は法人名

三股町

供託の原因たる事実

供託者は、令和8年8月30日に行われる予定の三股町長選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。

法令条項

公職選挙法第92条第1項

供託金額

500000

円

送付する添付書面

☒ 送付する添付書面はない。

☐ 送付する添付書面がある。

【送付する添付書面】

代理人による申請の場合は、委任状の送付が必要となりますので、「送付する添付書面あり」にチェックした上、委任状を申請先の法務局に送付してください。

供託通知書の発送請求要否

☒ 供託通知書の発送を請求しない。

☐ 供託通知書の発送を請求する。

* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

供託書正本の交付方法

☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

☒ 書面の供託書正本の送付を請求する。

【供託書正本の受取方法】

供託書正本の受取方法（法務局の窓口で受取又は郵送による受取）を選択（チェック）してください。

* 書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

備考

官庁の名称 三股町長選挙選挙長

【備考】

画面例のように入力してください。

連絡先情報 ⓘ

氏名

甲山太郎

電話番号

01-2345-6789

【連絡先情報】

申請者情報として登録した氏名及び連絡先電話番号が反映されます。

変更する場合は、申請者情報登録の内容を変更してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ） ⓘ

コウヤマタロウ

【氏名又は法人団体名（全角カナ）】

氏名に小文字が含まれる場合は、大文字に変換した上で入力してください。

必要事項を全て入力し終わったら、『進む』をクリックしてください。

③ 受理決定通知等の受信

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 **処理状況の確認** 保存から再開

処理状況の確認

申請した手続の状況の確認や電子納付、公文書の取得等を行うことができます。
また、書面で添付書類を提出する際に必要な書類や、法務局窓口で印紙による納付を行う場合に必要な書類の印刷もこの画面から行うことができます。

最新の状態に更新

申請・請求書の検索 ⓘ 検索条件を表示

処理状況一覧

法務局で審査後、受理が決定されると、「**処理状況の確認**」から供託受理決定書を確認することができます。
申請に不備があつて**補正**が必要な場合もお知らせします。

④ 供託金の納付

オンライン申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。
「電子納付」とは、金融機関のATM又はインターネットバンキングを利用した納付方法です。

処理状況一覧

商業・法人 申請番号 20240205001006001

手続名	印鑑証明書・登記事項証明書の交付請求	処理状況	処理中
申請先 登記所	東京法務局	申請日時	2024/2/5 14:00

手数料の納付はお済みですか？まだお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。
 登記所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

「処理状況の確認」の画面に表示された「納付」のボタンをクリックする。
「照会内容確認(電子納付情報表示)」の画面から電子納付に必要な情報(収納機関番号・納付番号・確認番号)を確認できます。

※ ATM又はインターネットバンキングは、Pay-easy(ペイジー)サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



※ 電子納付には納付期限(納付期間最終年月日)が設定されていますので、期限までに納付手続を終えてください。

※ 納付期限を過ぎると供託の申請は失効しますので、御注意ください。

インターネットバンキングを利用する場合

※ 御利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。
いずれかの方法を選択して、納付手続を行ってください。

- ① 供託かんたん申請サイトから直接納付手続を行う方法
上記の電子納付情報表示画面から、『電子納付』をクリックします。
「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、御利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続を完了してください。
- ② 金融機関のサイトから納付手続を行う方法
御利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等(※)を選択してください。
その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力し、納付手続を完了してください。
※ メニュー名は金融機関によって異なります。

※ インターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

※ インターネットバンキングを利用するためには、御利用金融機関へのお申込みが必要です。

※ 一部の国庫金取扱のない金融機関のインターネットバンキングは、ペイジーに対応していても供託金の納付には対応していない場合(主にネット銀行等)がありますので、御注意ください。

ATMを利用する場合

※ ATMに「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力する必要があります。
このため、ATMを利用する際には、上記の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続を行ってください。

※ ATMで電子納付を行うにはATMが「ペイジー」サービスに対応している必要があります。金融機関によってはATMが「ペイジー」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無を御利用金融機関に確認してください。

※ ATMの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

2019.1 現在

ATM	1払込み 利用限度額
ゆうちょ銀行	現金 紙幣 100枚まで 通帳カード(※) 1日 50万円まで
三菱UFJ銀行	現金 紙幣 200枚まで カード 1日当たりの振込・振替の利用限度額内
みずほ銀行	現金 紙幣 200枚まで カード 支払可能残高内かつ500万円以内

<ゆうちょ銀行 ATMの画面例>

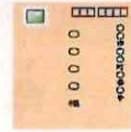
⑤ 封筒・切手の送付

供託書正本を郵送での受け取りを希望された場合は、申請情報を送信後、供託書正本送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付します。

※ 供託書送付用封筒は、宛先を記載の上、切手(長3封筒は110円、角2封筒は140円)を貼付した状態で法務局に送付してください。

※ 書留、速達などを希望する場合は、その分の切手を貼付してください。

※ 封筒に「申請番号」を記載していただくか、又は、受理決定通知書画面など「申請番号」の表示がある画面を印刷したものを封筒に同封してください。



角2封筒



長3封筒

⑥ 供託書正本の受領

供託金の納付手続が完了すると、納付手続完了の通知が、自動的に法務局へ送信されます。通知を確認した法務局では、申請情報作成の際に選択された受領方法に基づき、供託書正本を交付します。

郵送で受領する場合

※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局において供託金の納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。

※ 正本送付用の封筒及び切手を、法務局に送付する必要があります。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、供託金の納付手続完了後、法務局へお越しください。

※ 来庁される際には、本人確認のため、「申請番号」と「申請者名」が記載された書面(受理決定通知書画面等を印刷したもの)をお持ちください。

⑦ その他(修正(補正)連絡)

法務局での審査の結果、申請内容等に修正が必要な場合は、法務局から補正のお知らせがオンラインで送信されます。

補正が必要な内容を確認するには、処理状況の確認画面からメールアイコンをクリックしてください。

「お知らせ/補正のお知らせ」画面が開きます。
お知らせの内容を確認してください。

「処理状況の確認」画面において、該当の申請の処理状況が「補正待ち」となっていることを確認し、「補正する」ボタンを押します。

不登届 申請番号 20240205001005001

手続名	登記名義人の表示変更の登記申請	処理状況	補正待ち 補正する	納付状況	納付済み
申請先 登記所	東京法務局	申請日時	2024/2/5 10:00	更新日時	2024/2/5 10:30

登記所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。
 申請書に不備等があります。メールアイコンからお知らせの内容を確認の上、申請書の補正を行ってください。

補正のお知らせの内容を確認の上、申請した内容を補正します。

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 受理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログアウト

STEP1 利用環境選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 署名・送信

申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

前回の申請内容を表示していますので、補正のお知らせの内容に従って、補正後の内容に変更を行ってください（なお、補正しない項目は内容を変更しないでください）。

補正のお知らせの内容は「補正事項」ボタンから確認できます。

から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

供託かんたん申請 お問い合わせ先



供託の申請内容に関するお問合せ

- 申請内容・方法の事前相談
- 申請書への入力内容や書き方が分からない等

供託の申請内容については、申請先の法務局へお問い合わせください。

宮崎地方法務局

供託課 〒880-8513 宮崎市別府町1番1号
(宮崎法務総合庁舎)
電話 0985-22-5264

都城支局 〒885-0072 都城市上町2街区11号
電話 0986-22-0490

延岡支局 〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2915
(延岡合同庁舎)
電話 0982-33-2179

日南支局 〒889-2535 日南市鉄肥3丁目6番2号
(日南法務総合庁舎)
電話 0987-25-9125

システムの操作に関するお問合せ

- システムにログインができない
- かんたん申請の流れを教えてください
- 納付方法が分からない等

かんたん申請の入力・操作方法については、サポートデスクにお問い合わせください。

登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク

<お問合せ時間>

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から19時00分まで

<お問合せ電話番号>

050ビジネスダイヤル
050-3786-5797

050ビジネスダイヤルを御利用いただけない場合(IP電話番号)

050-3822-2811
又は

050-3822-2812

